（裁判所に提出すべき書面のファクシミリによる提出）

第二条　裁判所に提出すべき書面は、次に掲げるものを除き、ファクシミリを利用して送信することにより提出することができる。

［一　略］

二　国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（平成二十五年法律第四十八号。以下「法」という。）第六十九条の二において準用する民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第百三十三条第二項の規定による届出に係る書面（第三十三条の二第二項において「秘匿事項届出書面」という。）

［三～五　略］

［２・３　略］

（催告及び通知）

第三条の二　子の返還に関する事件の手続における催告及び通知は、相当と認める方法によることができる。

２　裁判所書記官は、催告又は通知をしたときは、その旨及び催告又は通知の方法を子の返還に関する事件の記録上明らかにしなければならない。

３　催告は、これを受けるべき者の所在が明らかでないとき、又はその者が外国に在るときは、催告すべき事項を公告してすれば足りる。この場合において、その公告は、催告すべき事項を記載した書面を裁判所の掲示場その他裁判所内の公衆の見やすい場所に掲示して行う。

４　前項の規定による催告は、公告をした日から一週間を経過した時にその効力を生ずる。

５　この規則の規定による通知（第三十二条第一項において準用する民事訴訟規則（平成八年最高裁判所規則第五号）第四十六条第二項の規定による通知を除く。）は、これを受けるべき者の所在が明らかでないとき、又はその者が外国に在るときは、することを要しない。この場合においては、裁判所書記官は、その事由を子の返還に関する事件の記録上明らかにしなければならない。

６　当事者、手続に参加した子その他の関係人に対する通知は、裁判所書記官にさせることができる。

（申立てその他の申述の方式等に関する民事訴訟規則の準用）

第四条　民事訴訟規則第一条第一項及び第二項の規定は子の返還に関する事件の手続における申立てその他の申述の方式について、同規則第五条の規定は子の返還に関する事件の手続における書類の記載の仕方について準用する。この場合において、同規則第一条第二項中「陳述の内容を電子調書に記録し、これを裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）に備えられたファイル（第三十三条の三（電磁的訴訟記録の閲覧等の方法等）第二項第一号を除き、以下単に「ファイル」という。）に記録しなければ」とあるのは、「調書を作成し、記名押印しなければ」と読み替えるものとする。

（法人でない社団又は財団の当事者能力の判断資料の提出等・法第四十三条）

第十三条　子の返還申立事件の手続における法人でない社団又は財団の当事者能力の判断資料の提出については民事訴訟規則第十四条第一項の規定を、子の返還申立事件の手続における法定代理権及び手続上の行為をするのに必要な授権の証明については同規則第十五条第一項の規定を、子の返還申立事件の手続における法定代理権の消滅の届出については同規則第十七条前段の規定を準用する。この場合において、同項中「書面又は電磁的記録により」とあるのは、「書面で」と読み替えるものとする。

（裁判所に提出すべき書面のファクシミリによる提出）

第二条　［同上］

［一　同上］

二　国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（平成二十五年法律第四十八号。以下「法」という。）第六十九条の二において準用する民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第百三十三条第二項の規定による書面

［三～五　同上］

［２・３　同上］

［新設］

（申立てその他の申述の方式等に関する民事訴訟規則の準用）

第四条　民事訴訟規則（平成八年最高裁判所規則第五号）第一条の規定は子の返還に関する事件の手続における申立てその他の申述の方式について、同規則第四条の規定は子の返還に関する事件の手続における催告及び通知について、同規則第五条の規定は子の返還に関する事件の手続における書類の記載の仕方について準用する。

（法人でない社団又は財団の当事者能力の判断資料の提出等・法第四十三条）

第十三条　子の返還申立事件の手続における法人でない社団又は財団の当事者能力の判断資料の提出については民事訴訟規則第十四条の規定を、子の返還申立事件の手続における法定代理権及び手続上の行為をするのに必要な授権の証明については同規則第十五条前段の規定を、子の返還申立事件の手続における法定代理権の消滅の届出については同規則第十七条前段の規定を準用する。